

蕨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

蕨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年蕨市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号を次のように改める。

- (1) 地方税関係情報 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。
- (2) 医療保険各法 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）をいう。
- (3) 医療保険給付関係情報 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報をいう。
- (4) 児童手当関係情報 児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）による児童手当又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報をいう。
- (5) 介護保険給付等関係情報 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報をいう。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 前項各号に規定するものほか、この条例で使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 事務の欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」

に改め、同条第2項中「法別表第2事務の欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1中5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項の次に次のように加える。

4 市長	こども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
------	-----------------------------

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	在宅重度障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 市長	重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報及び医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
4 市長	こども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法による医療保険の資格に関する情報であって規則で定めるもの

	の	めるもの
5 市長	ひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報並びに医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律による医療保険の資格に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

令和5年11月28日提出

蕨市長 賴高英雄